

鹿屋市郵便入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿屋市条件付一般競争入札実施要綱（平成19年鹿屋市告示第31号。以下「要綱」という。）第16条及び鹿屋市契約規則（平成18年鹿屋市規則第61号。以下「契約規則」という。）第13条の3の規定に基づき、郵便による入札（以下「郵便入札」という。）の実施に関し、契約規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(入札の公告等)

第2条 市長は、郵便入札を実施するときは、公告又は契約規則第22条に規定する指名競争入札参加指名通知書においてその旨を指定し、契約規則第2条各号に定めるもののほか、次に掲げる事項を併せて掲載するものとする。

- (1) 入札書の郵送方法
- (2) 入札書の送付先
- (3) 入札書の配達指定日
- (4) 無効な入札となる該当事項
- (5) その他必要と認める事項

(入札参加申込み)

第3条 条件付一般競争入札（要綱第1条に規定する条件付一般競争入札をいう。以下同じ。）による郵便入札に参加しようとする者は、別に定める入札参加申込書により、所定の期限までに申込みを行わなければならない。

(入札書等の郵送方法)

第4条 郵送方法は、一般書留、簡易書留又は特定記録のいずれかの方法で、あらかじめ指定する日に到着するように郵送しなければならない。この場合において、それらの郵便は、配達日指定郵便としなければならない。

2 前項の規定により、入札書を郵送するときは、当該入札書を封筒に入れて封かんの上、当該封筒の表側に「入札書等在中」と朱書し、裏面に入札の開札日、工事番号及び工事件名を記載するとともに、入札参加者の住所（法人にあっては所在地）及び氏名（法人にあっては商号及び代表者氏名）を記載しなければならない。

(入札の無効)

第5条 契約規則第13条の規定に違反するもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者が入札したもの
- (2) 入札者が同一事項について2通以上の入札をしたもの
- (3) 入札参加申込書を提出していない者が入札したもの（条件付一般競争入札に限る。）
- (4) 談合その他不正な行為があったと認められるもの
- (5) 封筒が指定の日に指定の場所に到着しなかったもの
- (6) 指定された郵便方法以外の方法で入札書を郵送したもの
- (7) 郵送された封筒に指定された事項が記載されていないもの
- (8) 郵送された封筒に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるもの
- (9) 入札書に記名押印のないもの
- (10) 工事費内訳書の提出を求められた場合において、工事費内訳書が同封されていないもの
- (11) 入札書と工事費内訳書の工事名及び金額が相違するもの
- (12) 入札者が1人であるもの（指名競争入札に限る。）
- (13) その他市長があらかじめ指示した事項に違反したもの

(入札の開札等)

第6条 市長は、第4条第2項に規定する封筒が到着したときは、指定された開札日時まで開封せずに厳重に保管するものとする。

2 到着した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

3 開札は、あらかじめ指定した開札日時及び場所において、郵送された封筒が未開封であることを、次条に規定する立会者の全てが確認した後、執行するものとする。

(開札の立会い)

第7条 市長は、郵便入札による場合は、立会者として当該入札を執行する部署以外の市の職員を2人選任する。

2 立会者は、入札執行の公正性を確保するため次の事項を確認することとする。

(1) 入札参加者名簿と郵送された封筒の確認

(2) 封筒の封かんの確認

(3) 開札の状況、落札札及び無効札の確認

(くじ引による落札者の決定)

第8条 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじを引いて落札者を決定するものとする。

2 前項の規定によりくじを引かせる場合は、落札決定を保留し、当該入札者に代わり、前条第1項に規定する職員にくじを引かせるものとする。

(入札の延期等)

第9条 市長は、郵便事情等により事故が発生した場合又は不正な行為等により、必要があると認めるときは、当該郵便入札の執行を延期し、若しくは中止し、又は入札の取消しをすることができるものとする。

(入札を延期した場合等の措置)

第10条 市長は、前条の規定により、当該郵便入札の執行を延期し、若しくは中止し、又は入札の取消しをした場合は、速やかに当該入札参加者に通知しなければならない。

2 市長は、郵便入札の開札を延期した場合は、到着した入札書等を、延期後の開札日時まで厳重に保管するものとし、郵便入札を中止した場合は、速やかに当該入札書等を入札参加者に返却するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。